

郵便物不着に係わるお取引制限開始のお知らせ

令和8年8月20日

平素は、格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

近年、預貯金口座を利用した特殊詐欺が多発しており、我が国を含む国際社会は協調してこれらの防止・撲滅に取り組んでおります。また、国内金融機関においても、関係省庁と連携し、不正資金の流れを断つための管理体制を強化しております。

協栄信用組合（理事長：池内博）は、なりすまし取引、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策への取り組みの一環として、お客様宛郵便物が不着となり、お届けのお電話番号に当組合からご連絡がつかない場合や、各種質問への回答やご依頼した資料のご提出・手続等について、適切にご対応いただけない場合は、下記法律（犯収法）や当組合預金規定に基づき、お取引の制限（ご出金取引の停止）をさせていただきます。

なお、取引制限の解除についてはお取引店にご連絡のうえ、当組合所定の手続き等をお取りください。ご不便とご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

【取引制限開始日】

令和8年9月1日（火）より随時実施いたします。

【犯罪による収益の移転防止に関する法律】（抜粋）

第5条 特定事業者は、顧客等又は代表者等が特定取引を行う際に取引時確認に応じないときは、当該顧客又は代表者等がこれに応じるまでの間、当該特定取引等に係る義務の履行を拒むことができる。

【各種預金等規定】（抜粋）

- 普通預金規定 12 の 2 ● 総合口座取引規定 13 の 2 ● 貯蓄預金Ⅰ型規定 14 の 2
- 貯蓄預金Ⅱ型規定 13 の 2 ● 納税準備預金規定 13 の 2 ● 当座勘定規定第 25 条の 2

（取引の制限等）

- (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

以上